

様式第一号の九(第二十七条の十四の五関係)
(裏面)

<p>注 意 事 項</p> <p>1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金 限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担 額の減額が行われます。</p> <p>(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機 関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定め られた額を限度とします。</p> <p>(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準 負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担 額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。</p> <p>2. 療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに 必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなく なったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちに この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際 には、この証を添えてください。</p> <p>4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この 証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役 の処分を受けます。</p> <p>備 考</p>
--

(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>〇〇都道府県国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証</p> </div>			
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日			
記 号		番 号	
世 帯 主	住 所		
	氏 名		男 ・ 女
対 適 象 ・ 減 者 額	氏 名		男 ・ 女
	生年月日		年 月 日
発 効 期 日		年 月 日	
適 用 区 分			
長 期 入 院 該 当 年 月 日		年 月 日	交 付 者 印
保険者番号並 びに交付者の 名称及び印		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>	

- 備考
1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
 2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第6号に該当する場合は「Ⅰ」と、同項第5号に該当する場合は「Ⅱ」と記載すること。
 3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「Ⅰ(境)」と記載すること。
 4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
 6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。